

# トラフグの採捕制限の内容(案)に対する意見の募集結果について

山口県では、資源水準が悪化し資源動向も減少と危機的な状況にあるトラフグの資源増大を図るためトラフグの採捕制限を実施しますので、その内容を公表します。

また、トラフグの採捕制限の実施に当たり、採捕制限（案）に対して実施したパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果について、併せて公表します。

## 1 公表する資料

### (1) トラフグの採捕制限の内容

- ① 山口県瀬戸内海海区漁業調整員会指示により、山口県瀬戸内海海域において、全長20cm以下のトラフグの採捕を周年禁止
- ② トラフグの採捕制限は平成29年9月1日から適用開始

### (2) 関連資料

山口県瀬戸内海海区漁業調整員会指示について

## 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

### (1) 意見の募集期間

平成29年3月16日（木）から平成29年4月17日（月）

### (2) 意見の件数

1人 14件

### (3) 意見の内容と県の考え方

番	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「全長20センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない」との事ですが、「採捕しない」と言う対策が可能なのでしょうか。 どの様に「採捕しない」のか明示頂ければ、と感じます。（網であれ釣り上げであれ誤捕獲等有る気が致します。捕獲・再放流では稚魚が弱る気がします。）	トラフグの採捕を制限する「山口県瀬戸内海海区漁業調整員会指示」は、本県地先海面のうち、瀬戸内海海区に生息するトラフグを対象としています。同海区の海面において、漁業・遊漁等で全長20cm以下のトラフグを採捕（意図しない採捕）した場合は速やかに再放流をお願いします。 今後、トラフグの採捕制限については、広報や現場での指導を実施し、漁業者・遊漁者等に幅広く周知してまいります。 また、県の研究機関の調査で漁獲時に活性、活力があれば再放流しても生き残ることがわかっています。再放流を徹底することで資源増大への高い効果が期待できます。

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	<p>「別紙」を確認するに期間は最長で来年末までの模様ですが、最初から数年間の制限とした方が良い気が致します。</p>	<p>委員会指示の有効期間については山口県瀬戸内海海区漁業調整員会で審議のうえ決定します。</p> <p>今後、トラフグの資源状況等を踏まえて山口県瀬戸内海海区漁業調整員会で委員会指示の更新の有無を検討していきます。</p>
3	<p>瀬戸内海を挟んで隣・対岸県との協力について明示すべきでは、と感じます。</p>	<p>トラフグは県の区域を越えて広域回遊するため、本県での採捕制限の検討にあわせて、国や近隣県に事前の情報提供と協力要請を行っています。</p> <p>このことについては、今後も国や近隣県に協力要請を継続してまいります。</p>
4	<p>瀬戸内海環境の維持・適正化が無ければ、採捕制限も無駄となると思われまます。関係他部署・近隣県とも協力した上で瀬戸内海環境維持の対策実施を御願ひ致します。</p> <p>(埋立禁止、既存埋立計画の見直し、埋立許可・延長認可の基準強化、排水処理見直し、海につながる「川」「山」に関する施策見直し等々。)</p>	<p>瀬戸内海環境維持については、関係する個別法等により対応してまいります。</p>
5	<p>当制限(案)、本題2行、「参考」含め1頁、別紙1頁、資料1,2含めても10頁程ではありますが、意見表明のためには本来であれば「資料1」の「参考」にあります「瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プラン」なども全文確認すべきと考えます。</p>	<p>瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プランは、公益社団法人 全国豊かな海づくり推進協会HPでお示ししております。</p>
6	<p>他の県民意見募集と期間重なる中で1ヶ月間のパブリック・コメント/意見募集は短いと感じます。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。</p> <p>意見募集の時期・期間については各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>今回意見募集によって修正追記された資料を再提示の上で意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条</p>	<p>同上</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。) 上記非実施の場合は非実施の具体的理由を明示願います。	
8	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り行政自体が内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答になっていないと感じます。)	同上
9	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、平成29年(2017年)3月14日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告〔平成29年(2017年)3月27日付け山口新聞及び宇部日報に突出広告を掲載〕により広報に努めました。</p>
10	県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。意見募集期間の新聞紙上「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、当パブリックコメント(県民意見募集)に関する記述は無かったと記憶しております。	<p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>また、新聞広告は、「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリック・コメントについては、「突出報告〔平成29年(2017年)3月27日付け山口新聞及び宇部日報〕」により広報しました。</p>
11	今回の案件を含め、県広報誌に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全	同上

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。(個々の案件については編集締切の関係で掲載不可の場合も考えられますが、パブリック・コメント(県民意見募集)全般については毎号掲載すべきではないでしょうか。)</p>	
12	<p>今回の案件を含め、意見募集期間の新聞紙上「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報)に、パブリックコメント(県民意見募集)に関する記述が無かった理由を明示願います。(「新聞に単独の小広告を載せた」としても、「県からのお知らせ」と言った新聞紙面下部かなりを占める公報に、県民意見募集期間中に募集に関する記事がまったく無いのは不適切と感じます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を明示願います。)</p>	同上
13	<p>当件の内容は専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(既に案作成時に実施済となっておりますが再確認です。)</p>	<p>トラフグの採捕制限については国・県の研究機関や漁業者団体の意見を聞きながら作成しました。</p>
14	<p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は全て元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>